

あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう療養費の支給方式について

あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう療養費の支給方式は、以下の3つの方式があります。

① 受領委任払い(2019年1月1日から新たに始まる方式)

施術者が地方厚生局長及び都道府県知事と受領委任の契約を締結し、保険者が協定に係る委任を行うことで、患者は窓口で施術料の自己負担分を支払い、自己負担分を除いた施術料は鍼灸師等の請求に基づいて健康保険組合が支払う方式

② 代理受領払い

患者が窓口で施術料のうち自己負担分を支払い、自己負担分を除いた施術料は療養費として健康保険組合から鍼灸師等に支払う方式

③ 償還払い

患者が窓口で施術料の全額を支払い、被保険者が健康保険組合に療養費の申請を行い、健康保険組合が申請に基づいて被保険者に療養費を支給する方式

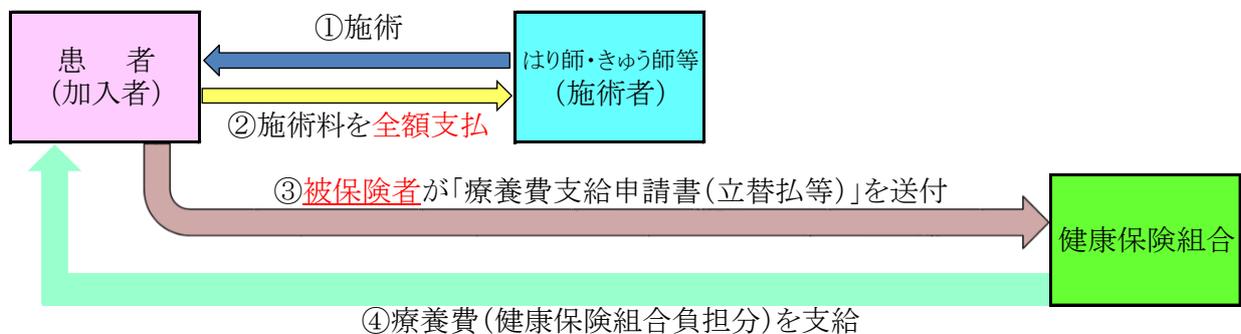
群馬銀行健康保険組合では、従来あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅうの施術料の支給は、「償還払い」を原則として、「代理受領払い」も許容していましたが、下記のとおり取扱いを変更することといたします。

1. 群馬銀行健康保険組合が採用する支給方法

償還払い

(患者が、窓口で施術料を全額支払い、被保険者が健康保険組合に療養費支給申請を行う)

【償還払いのフロー】



2. 変更時期

2018年10月施術分から

3. 療養費支給申請の留意点

- (1) 事前に、病状を判断することができる適切な医師による「施術同意書」を取得してください。
- (2) 窓口で施術料を全額支払い、必ず「領収書」を受領してください。
- (3) 以下の書類を揃えて、健康保険組合に提出してください。
 - ・ 療養費支給申請書(立替払等)
 - ・ 医師の施術同意書(原本)
 - ・ 領収書(原本)

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点がある場合は、群馬銀行健康保険組合(Tel:027-254-7057)までお問合せください。